

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る施設利用のガイドラインを次のように設定する。

## 1 適切な感染防止対策の徹底

### (1) 感染防止対策の周知について

- 施設内に感染防止への協力を求めた掲示を行う。
- ホームページにて感染防止への協力を求めた文書を掲載する。

### (2) 利用者の体調確認方法について

- 一般利用者・団体利用者共に体調不良の者については入場・利用を禁止する。
- 入口ゲートで検温をお願いする。

### (3) 体調不良者がいた場合

- 体調不良者は利用を中止していただく。

### (4) 人数制限や利用時間制限などの運用方法について

- 『三重県指針』最新版に沿って運用する。

### (5) 換気や消毒の場所、方法、タイミングについて

- 会議室・控室等の利用にあたり送風機・大型扇風機を設置し換気をするとともに、利用者による定期的な換気（1時間毎）を依頼する。
- 会議室・控室・更衣室等の利用後にはドアノブ・手すり・スイッチなどの消毒を行う。トレーニング室については、利用後にマシーン等の消毒も行う。
- 各施設の入口、トイレ、会議室等不特定多数の利用が考えられる場所に手指消毒用アルコールを設置し手指消毒を推奨する。

### (6) 施設スタッフの感染防止対応・対策について

- 出勤前の検温、手指消毒を徹底する。
- 管理事務所・使用している部屋等の換気（窓や出入口の開放）を行う。
- 受付口に透明の防護用仕切りを設置する。

### (7) その他

- マスク着用は個人の判断に任せる。強制をしない。